

小田原城天守閣耐震改修等検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 23 年 8 月 30 日

小田原市長 加藤 憲 一

#### 小田原城天守閣耐震改修等検討委員会設置要綱

(設置)

**第 1 条** 小田原城天守閣の耐震改修及び展示リニューアル計画、将来の木造での天守閣再建の可能性などの諸課題を検討整理するため、小田原城天守閣耐震改修等検討委員会を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、前条に規定する目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 基礎的な耐震診断結果の検討
- (2) 基礎的な耐震診断に基づく改修および展示リニューアル計画の検討
- (3) 天守閣再建の可能性の検討
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、天守閣の耐震改修等に関して必要と思われる事項の検討

(組織)

**第 3 条** 委員会は、委員 8 人以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が決定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

**第 6 条** 委員会は、必要があると認められるときは、その所掌事務に関係のある者に出席を求め、又は資料の提供を求めることができる。

(秘密の保持)

**第7条** 委員及び会議に出席した者は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。

(会議録の作成)

**第8条** 会議の終了後、速やかに会議録を作成する。

2 会議録には、次の事項を記録する。

- (1) 会議の開催日時
- (2) 会議に付した事案名
- (3) 出席者の職氏名
- (4) 会議のてん末
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、経済部観光課において処理する。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年8月30日から施行する。